

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	大津市北部地域文化センター
委 託 業 務 名	大津市北部地域文化センター中央監視盤更新業務
委 託 業 務 場 所	大津市堅田二丁目
概 要	中央監視盤本体の更新工事
契 約 期 間	令和7年10月 1日 から 令和8年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和7年 9月30日
契 約 金 額	9,581,000円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 大阪市中央区城見2-1-61 [名 称] パナソニック EW エンジニアリング株式会社 近畿支店 支店長 荻野 龍
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	更新するパナソニック製監視盤の本体は、既存の各設備の端末機器等と密接不可分の関係にある。そのため、本更新を同一施工者以外の者に施工させた場合、既存の機器等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあること、また、故障・事故等が発生した際に製造業者との間で過失責任が不明確となることから、瑕疵担保責任を明確にするためにも、設備の設置者であり保守点検業務を実施している上記業者を選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。